

第 11 次鳥獣保護事業計画書

平成 2 4 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

埼玉県

目 次

第1 計画の期間	1
第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	7
第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	8
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	21
第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	25
第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	26
第8 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	27
第9 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	30

鳥獣行政担当機関一覧

(平成24年4月1日現在)

機関名	所在地	所管区域	電話番号
埼玉県環境部自然環境課 (野生生物担当)	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1		(048)824-2111(代表) (048)830-3154(直通) -3143(〃)
中央環境管理事務所 (企画調整担当)	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和地方庁舎内)	さいたま市・川口市・鴻巣市・ 上尾市・蕨市・戸田市・ 桶川市・北本市・伊奈町	(048)822-5199
西部環境管理事務所 (企画調整担当)	〒350-1124 川越市新宿町1-1-1 (川越地方庁舎内)	川越市・所沢市・飯能市・ 狭山市・入間市・朝霞市・ 志木市・和光市・新座市・ 富士見市・日高市・ ふじみ野市・三芳町	(049)244-1250
東松山環境管理事務所 (企画調整担当)	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎内)	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・ 毛呂山町・越生町・滑川町・ 嵐山町・小川町・川島町・ 吉見町・鳩山町・ときがわ町・ 東秩父村	(0493)23-4050
秩父環境管理事務所 (企画調整・自然公園担当)	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎内)	秩父市・横瀬町・皆野町・ 長瀨町・小鹿野町	(0494)23-1511
北部環境管理事務所 (企画調整担当)	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)	熊谷市・本庄市・深谷市・ 美里町・神川町・上里町・ 寄居町	(048)523-2800
越谷環境管理事務所 (企画調整担当)	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷地方庁舎内)	草加市・越谷市・八潮市・ 三郷市・吉川市・松伏町	(048)966-2311
東部環境管理事務所 (企画調整担当)	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	行田市・加須市・春日部市・ 羽生市・久喜市・蓮田市・ 幸手市・宮代町・白岡町・ 杉戸町	(0480)34-4011

第11次鳥獣保護事業計画

野生鳥獣は、自然環境の重要な構成要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであるとともに、人間の生活環境の保持・改善に欠くことのできないものである。

このため、人間と鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として鳥獣を適切に保護管理することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、この計画を定めるものである。

第1 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として指定するものであり、地区指定を通じて地域における生物多様性の保全にも大きな役割を果たすものである。

本県は、東部低地から西に向かって台地、丘陵、山地と続き、変化に富んだ地形を有している。

また、原生林の残る奥秩父の山々、里山の景観を残す台地・丘陵、武蔵野の面影を残す平地林、さらには低地に広がる田んぼや屋敷林など、豊かな自然に恵まれ、多くの鳥獣が生息している。

しかし、急激な都市化の進展による森林や草地、田畑等の緑地の減少、さらには農山村の過疎化など農林業を取り巻く環境の変化による里地・里山の荒廃などは、鳥獣の生息に大きな影響を及ぼしている。

平成20年3月に改訂した『埼玉県レッドデータブック2008動物編』によると、鳥類ではオオタカなど104種、哺乳類ではツキノワグマなど39種が希少野生動物種として報告されており、個体数の減少や生息域の限定によって絶滅のおそれが危惧されている。

このような状況の中で、一層の鳥獣の保護繁殖を図るとともに、多様な野生生物の保全のための取組を推進することが、本県の自然保護行政の重要な課題となっている。したがって、この計画においては、次の指定方針に基づいて鳥獣保護区の指定等を進めるものである。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 計画期間内に存続期間が満了する鳥獣保護区は、原則として更新するものとする。

なお、計画は、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時、存続期間の見直しを行うものとする。

(イ) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に

関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、必要に応じて区域の拡大、統合を進めるものとする。

また、特に指定する区域周辺の農林水産業被害等に対しては、有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施により、関係者の理解を得られるよう対応するものとする。

- (ウ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)等により保全されている地域で、鳥獣の保護繁殖上重要な地域については、順次、森林鳥獣生息地、大規模生息地として鳥獣保護区の指定が行われるよう地元市町村及び利害関係者との調整を進めるものとする。
- (エ) 絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、当該鳥獣の保護繁殖上必要な地域については、順次、希少鳥獣生息地の保護区として指定が行われるよう、地元市町村及び利害関係者との調整を進めるものとする。
- (オ) 県土を貫流し、水循環や野生生物の移動経路として重要な役割を担う荒川及びその支流の河川並びに荒川低地については、地域生態系の保全及び鳥獣の保護繁殖上重要な地域であり、流域での鳥獣保護区の指定を積極的に推進するものとする。
- (カ) 自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため、「野生の生きものとふれあう学校」を中心に、身近な鳥獣生息地として鳥獣保護区の指定を推進するものとする。
- (キ) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても、鳥獣保護区の指定に努めるものとする。
- (ク) 指定に当たっては、県民等からの要望に留意するものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

ア 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 全体計画

(第1表)

区 分	箇所 面積(ha)	既指定鳥獣 保護区(A)	箇所 変動面積	本計画期間に指定する鳥獣保護区					
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)
森林鳥獣生息地の保護区	20	21,352.3							
大規模生息地の保護区									
集団渡来地の保護区	4	2,912.6							
集団繁殖地の保護区									
希少鳥獣生息地の保護区	2	161.5							
生息地回廊の保護区									
身近な鳥獣生息地の保護区	39	6,025.6			1				1
					3.4				3.4
合 計	65	30,452.0			1				1
					3.4				3.4

本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)

本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する鳥獣保護区						計画期間中の 増△減 *1	計画終了時の 鳥獣保護区 *2
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
							20
							21,352
							4
							2,912.6
							2
							161.5
						1	40
						3.4	6,029.0
						1	66
						3.4	30,455.4

*1 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

*2 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(イ) 身近な鳥獣生息地の保護区指定内訳

(第2表)

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積(ha)	指定期間	備 考
平成26年度	久喜市	神明神社	3.4	10年	平成26.11.1～平成36.10.31
計		1箇所	3.4		

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年 度	鳥獣保護区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積(ha)の異動			変更後の 指定期間	所在地
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積		
平成24年度	身近な鳥獣生息地	奥橋立	期間更新	52.0		52.0	平成24.11.1～ 平成34.10.31	秩父市
	身近な鳥獣生息地	鷲宮神社	期間更新	2.8		2.8	平成24.11.1～ 平成34.10.31	久喜市
	身近な鳥獣生息地	玉川村川の広場	期間更新	77.3		77.3	平成24.11.1～ 平成34.10.31	ときがわ町
	身近な鳥獣生息地	横 瀬	期間更新	66.0		66.0	平成24.11.1～ 平成34.10.31	横瀬町
	身近な鳥獣生息地	仙元山公園	期間更新	35.0		35.0	平成24.11.1～ 平成34.10.31	深谷市
計			5箇所	233.1		233.1		
平成25年度	森林鳥獣生息地	折 原	期間更新	785.0		785.0	平成25.11.1～ 平成35.10.31	寄居町、皆野町
	森林鳥獣生息地	名栗げんきプラザ	期間更新	600.0		600.0	平成25.11.1～ 平成35.10.31	飯能市
	身近な鳥獣生息地	長瀨第二小学校	期間更新	5.5		5.5	平成25.11.1～ 平成35.10.31	長瀨町
	身近な鳥獣生息地	荒川大麻生	期間更新	707.1		707.1	平成25.11.1～ 平成35.10.31	熊谷市
計			4箇所	2,097.6		2,097.6		
平成26年度	身近な鳥獣生息地	新 座	期間更新	530.0		530.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	新座市
	身近な鳥獣生息地	喜多院	期間更新	7.0		7.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	川越市
	森林鳥獣生息地	堂平山	期間更新	755.0		755.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	ときがわ町、小川町、東秩父村、秩父市
	森林鳥獣生息地	大血川奥	期間更新	180.0		180.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	秩父市
	森林鳥獣生息地	奥秩父	期間更新	6,498.0		6,498.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	秩父市
	森林鳥獣生息地	観音山	期間更新	1,199.0		1,199.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	秩父市、小鹿野町
	身近な鳥獣生息地	越生中学校	期間更新	27.0		27.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	越生町
	身近な鳥獣生息地	萩ヶ丘小学校	期間更新	16.0		16.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	ときがわ町
	身近な鳥獣生息地	高篠中学校	期間更新	7.0		7.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	秩父市
	身近な鳥獣生息地	遺跡の森総合公園	期間更新	15.0		15.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	美里町
	身近な鳥獣生息地	智光山公園	期間更新	54.0		54.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	狭山市
	身近な鳥獣生息地	笹井小学校	期間更新	12.0		12.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	狭山市
	身近な鳥獣生息地	立正大学・文殊寺	期間更新	101.0		101.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	熊谷市
	身近な鳥獣生息地	大 吉	期間更新	10.3		10.3	平成26.11.1～ 平成36.10.31	越谷市
計			14箇所	9,411.3		9,411.3		
平成27年度	身近な鳥獣生息地	羊山公園	期間更新	103.0		103.0	平成27.11.1～ 平成37.10.31	秩父市、横瀬町
	森林鳥獣生息地	中津川	期間更新	302.0		302.0	平成27.11.1～ 平成37.10.31	秩父市
	森林鳥獣生息地	西秩父	期間更新	575.0		575.0	平成27.11.1～ 平成37.10.31	秩父市、小鹿野町
	身近な鳥獣生息地	名栗小学校	期間更新	15.0		15.0	平成27.11.1～ 平成37.10.31	飯能市
	身近な鳥獣生息地	宮前小学校	期間更新	35.0		35.0	平成27.11.1～ 平成37.10.31	滑川町
	身近な鳥獣生息地	若泉公園	期間更新	8.0		8.0	平成27.11.1～ 平成37.10.31	本庄市
	身近な鳥獣生息地	岩槻公園	期間更新	18.0		18.0	平成27.11.1～ 平成37.10.31	さいたま市
計			7箇所	1,056.0		1,056.0		
平成28年度	身近な鳥獣生息地	北本	期間更新	624.0		624.0	平成28.11.1～ 平成38.10.31	北本市、川島町
	身近な鳥獣生息地	狭山湖	期間更新	597.0		597.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	所沢市、入間市
	森林鳥獣生息地	両神	期間更新	165.0		165.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	小鹿野町
	身近な鳥獣生息地	小川西中学校	期間更新	5.0		5.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	小川町
	身近な鳥獣生息地	旧芝川	期間更新	21.0		21.0	平成26.11.1～ 平成36.10.31	川口市
	身近な鳥獣生息地	みさと公園	期間更新	16.9		16.9	平成26.11.1～ 平成36.10.31	三郷市
計			6箇所	1,428.9		1,428.9		

2 特別保護地区の指定

特別保護地区は、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、特に鳥獣の保護繁殖を必要とする地域について指定するものである。

この計画においては、既指定の特別保護地区について、鳥獣の生息状況調査を行い、適切な管理を行うものとする。また、希少野生生物調査やオオタカ等営巣調査などの結果に基づいて、利害関係者等の理解を得ながら、特に保護を必要とする鳥獣の生息地を特別保護地区として指定できるよう努めるものとする。

(第4表)

区 分	箇所 面積(ha)	既指定鳥獣 保護区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	
森林鳥獣生息地の保護区	1 1,943.7	1 1,943.7			1 1,943.7				1 1,943.7
大規模生息地の保護区	箇所 面積(ha)								
集団渡来地の保護区	箇所 面積(ha)								
集団繁殖地の保護区	箇所 面積(ha)								
希少鳥獣生息地の保護区	箇所 面積(ha)								
生息地回廊の保護区	箇所 面積(ha)								
身近な鳥獣生息地の保護区	1 591.0						1 591.0		1 591.0
合 計	2 2,534.7	2 2,534.7			1 1,943.7		1 591.0		2 2,534.7

本計画期間に区域拡大する特別保護地区						本計画期間に区域縮小する特別保護地区					
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)

本計画期間に廃止又は期間満了にあたる 特別保護地区						計画期間中の 増△減 *1	計画終了時の 特別保護地区 *2
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
		1 1,943.7			1 1,943.7		1 1,943.7
				1 591.0	1 591.0		1 591.0
		1 1,943.7		1 591.0	2 2,534.7		2 2,534.7

*1 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

*2 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣が減少した地域において、生息数の回復を図る必要があるとき、3年以内の期間を定めて指定するものである。指定方針は次のとおりであるが、狩猟者の大幅な減少もあり、狩猟鳥獣が著しく減少したと認められる地域はないことから、計画期間中における休猟区の指定予定はない。今後、狩猟鳥獣の生息数の著しい減少が発生した場合は、指定方針に基づき、休猟区の指定に努めるものとする。

ア 狩猟鳥獣の減少の著しい地域については、順次、休猟区を指定するものとする。

イ 指定に当たっては、地元市町村及び農林水産関係者、狩猟者団体等の理解が得られるよう留意するものとする。

ウ 休猟区は、原則として更新しないものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区には、それぞれの保護区の指定目的を達成するため、自然条件を勘案して、必要な保護管理施設を設置するものとする。なお、保護管理施設については、適切な維持・管理に努めるとともに、既指定の鳥獣保護区も指定時期等を勘案し、適宜見直し等を行うものとする。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

(第5表)

区 分	平成24年度～平成28年度
標識類の整備	案内板等は、鳥獣保護思想を普及啓発する内容のものとし、身近な鳥獣生息地の保護区に優先的に設置する。 また、保護区の境界には、引き続き区域を明示する標識や注意を促す看板等を設置するものとする。

イ 利用施設の整備

(第6表)

区 分	平成24年度～平成28年度
給餌・給水施設の整備等	各鳥獣保護区の状況に応じ、給餌施設及び給水施設、巣箱等の営巣施設を設置、改善を図るものとする。また、埼玉県自然学習センター、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里、さいたま緑の森博物館など鳥獣の観察に適した場所にあつては、鳥獣の観察舎、観察路等の利用施設の一層の整備に努めるものとする。
営巣施設の整備等	
観察舎、観察路等の整備	

ウ 調査、巡視等の計画

(第7表)

区 分	平成24年度～平成28年度
管理のための調査等の実施	鳥獣保護員等により鳥獣保護区の巡視及び生息環境の調査を行う。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするものはキジとし、人工増殖を行う社団法人埼玉県猟友会に対し、次の事項について指導・支援を実施していくものとする。

- (1) 計画的な増殖を図るための生産体制の整備及び人工増殖技術の向上。
- (2) 亜種間の交雑を防止するための本県に生息するキジのみの増殖。
- (3) 優良種の増殖を図るための優良な形質をもった親鳥の導入。

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟鳥獣の増加を図るため、次の事項に留意し、キジの放鳥を実施するものとする。

なお、獣類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣しないものとする。

ア 放鳥場所は、キジの生息環境を勘案しつつ、鳥獣保護区等狩猟制限区域で、自然環境がキジの繁殖に適し、かつ、農作物等に被害が生じないと予想される場所を選定するものとする。

イ 放鳥後の定着率を考慮し、幼鳥（孵化後120日以下）の放鳥は避け、成鳥（孵化後180日以上）を放鳥するものとする。

ウ 必要に応じて、生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施するものとする。

エ 放鳥しようとする場合は、亜種間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する亜種と同一の亜種を放鳥するものとする。

オ 放鳥するキジについては、標識（金属製の足環で、都道府県名と番号を記したもの）を装着するものとする。

(2) 放鳥計画

(第8表)

鳥 名	放鳥地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合 計
キ ジ	鳥獣保護区	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	50箇所
	特定猟具使用禁止区域(銃)	200羽	200羽	200羽	200羽	200羽	1,000羽

(3) 放鳥用鳥類の入手計画

(第9表)

鳥 名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		合 計	
	直営生産	購 入	直営生産	購 入	直営生産	購 入	直営生産	購 入	直営生産	購 入	直営生産	購 入
キ ジ	-	200羽	-	200羽	-	200羽	-	200羽	-	200羽	-	1,000羽

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護管理の考え方が重要であることから、以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣保護管理を進めるものとする。

(1) 希少鳥獣

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの並びに本県版のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とする。

希少鳥獣の適切な保護管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地の保護区の指定を検討し、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うものとする。

(2) 狩猟鳥獣

法第2条第3項に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣とする。

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、休猟区や捕獲制限等の制度を活用しながら持続的な捕獲が可能となるよう保護管理を図るものとする。

(3) 外来鳥獣

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

(4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣並びに外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下、「外来鳥獣等」という。）以外の鳥獣とする。

一般鳥獣の適切な保護管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りでなく、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害捕獲を図るものとする。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認

めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防、若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

カ 法第36条及び法施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

（2）許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

エ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

（ア）鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

（イ）傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

（ウ）博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

（エ）前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。なお、愛玩のための飼養を目的とする場合は認めない。

（3）わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、ア（ア）のくくりわなの直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ウの場合を除く）

（ア） くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

（イ） とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートル以内であり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ア（ア）の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

（4）許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住民と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から、適切な条件を付すものとする。

（5）許可権限の市町村への移譲

ア 有害鳥獣捕獲許可の場合

有害鳥獣捕獲のうち次に掲げる許可権限については、平成20年4月をもって県内全市町村への移譲が完了している。

市町村とは連携を密にし、許可事務の執行状況の把握等に努めるとともに、必要に応じ助言等を行うものとする。

なお、ツキノワグマ及びカワウの捕獲許可に当たっては、特に慎重な取扱いを行うよう市町村と連絡調整を図るものとする。

（ア） 狩猟鳥獣、カワラバト（ドバト）又はニホンザルの捕獲等をしようとする場合

（イ） 飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等をしようとする場合

（ウ） カルガモ、キジバト、カワラバト（ドバト）、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等をしようとする場合

イ 有害鳥獣捕獲以外の許可の場合

有害鳥獣捕獲以外を目的とする許可権限の市町村への移譲は、市町村の意向を確認しつつ行うものとする。

（6）捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 規則第7条第18項に規定された標識（金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載）に、法第9条第12項及び規則第7条第17項の規定で定められた事項（住所及び氏名又は

名称並びに知事名、許可の有効期間、許可証の番号及び捕獲しようとする鳥獣又は鳥類の卵の種類)並びに電話番号、許可年月日及び捕獲目的を記載し、その使用する猟具ごとに装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状や餌付け方法などを工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。

また、埋設等に当たっては、狩猟者と地域住民との連携・協力を図るとともに、鳥獣行政及び農林水産業行政との一層の連携が必要である。

さらに、捕獲物は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、銃による止めさし、麻酔薬の投与等できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用は出来ないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合は、捕獲等又は採取等の実施者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集等を進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成できないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・数

必要最小限とする。ただし、外来鳥獣等は、適切な種類又は数とする。

エ 期間

1年以内。

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに

脱落するものであること。

また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努めること。

(2) 標識調査を目的とする場合

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

オ 方法

原則として、わな、網又は手捕りとする。ただし、特別の事由により鳥類を安全に捕獲できる場合はこの限りでない。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

ただし、ハクビシン等の外来鳥獣等については、鳥獣による被害発生予察表によらず、県内全域において許可することができるものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討するものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

ア 予察表 (代表的な被害例)

(第10表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (月)												被害発生地域	備 考			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		予察捕獲 許可対象種	その他		
カラス	水稲、大豆等の豆類、 ブロッコリー・キャベツ等の野菜類、ブルーベリー・梨等の果樹類	←=====→												県内全域	○	繁殖期の攻撃行動、ゴミの散らかし、電力被害など		
スズメ	水稲、ブロッコリー・キャベツ等の野菜類	←=====→												県内全域	○			
キジバト カワラバト (ドバト)	水稲、麦類、大豆等の豆類、ブロッコリー・スイートコーン等の野菜類	←=====→												県内全域	○	フン害など		
ムクドリ	果樹類					←=====→										県内全域	○	大群による騒音、フン害など
ヒヨドリ	ブロッコリー、キャベツ等の野菜類、果樹類					←=====→										県内全域		
カモ類	水稲、麦類		←=====→											川越比企地域、北部地域				
サギ類	放流魚、養殖魚、水稲	←=====→												県内全域		フン害による樹木の枯死、悪臭など		
カワウ	放流魚、養殖魚	←=====→												県内全域		フン害による樹木の枯死、水質汚濁など		
イノシシ	水稲、じゃがいも・さつまいも等のいも類、大豆等の豆類、スイートコーン・カボチャ等の野菜類、栗・ブドウ等の果樹類、たけのこ、スギ、ヒノキ					←=====→										秩父地域 西部地域 川越比企地域 北部地域	○	
ノウサギ	スギ、ヒノキ	←=====→												秩父地域 西部地域 川越比企地域 北部地域				
タヌキ	さつまいも、スイートコーン、大根等の野菜類、モモ等の果樹類	←=====→												県内全域				
ツキノワグマ	栗・柿等の果樹類、スギ、ヒノキ					←=====→										秩父地域 西部地域 川越比企地域		
ニホンザル	大豆・小豆等の豆類、じゃがいも等のいも類、カボチャ・キュウリ等の野菜類、柿・ブドウ等の果樹類、そば、しいたけ	←=====→												秩父地域 西部地域 川越比企地域		フン尿害、家屋侵入など		
ニホンジカ	水稲、麦類、豆類、そば、木の芽類、スギ・ヒノキ (樹皮) 果樹類の葉	←=====→												秩父地域 西部地域	○			
カモシカ	スギ、ヒノキ	←=====→												秩父地域 西部地域		特別天然記念物		

※ 被害発生時期 (月) の ←=====→ は、特に被害の著しい時期を表す。

イ 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲の実施に当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響等の発生地域、時期等の予察をするものとする。

予察表については毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に運用するものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

下記第11表に掲げた方法による捕獲、防除を実施するとともに、市町村や関係機関等との連携を図りながらより効果的な捕獲方法、防除方法の確立に努めるものとする。

(第11表)

加害鳥獣名	捕獲方法	防除方法
カラス	銃器、捕獲箱	ゴミ処理の適正化、防鳥網、目玉風船※、テープ※、かかし※
スズメ	銃器	防鳥網、目玉風船※、テープ※、かかし※
キジバト	銃器	防鳥網、目玉風船※、テープ※、かかし※、忌避剤
カワバト(トバト)	銃器、捕獲箱	防鳥網、目玉風船※、テープ※、かかし※、忌避剤
ムクドリ	銃器	防鳥網、目玉風船※、テープ※、かかし※
ヒヨドリ	銃器	防鳥網、目玉風船※、テープ※、かかし※
カモ類	銃器	防鳥網、目玉風船※、テープ※、かかし※
サギ類	銃器	防鳥網、目玉風船※、テープ※、かかし※
カワウ	銃器	防鳥網、テープ※、かかし※、人による追払い、魚の隠れ場の設置
イノシシ	銃器、くくりわな、はこわな	電気柵、防護柵(トタン、ワイヤーメッシュ、網)
ノウサギ	銃器、くくりわな	電気柵、防護柵(トタン、網)、ラジオ、犬、忌避剤
タヌキ	銃器、くくりわな	電気柵、防護柵(トタン、網)、人による追払い
ツキノワグマ	銃器、はこわな	電気柵、畑の近くにある柿等不要果樹の伐採、畑の野菜くずの処理、樹幹の被覆
ニホンザル	銃器、はこわな	電気柵、サウンドパンチャー、畑の近くにある柿等不要果樹の伐採、畑の野菜くずの処理、人による追払い、犬
ニホンジカ	銃器	電気柵、防護柵(網)、忌避剤、若木・樹幹の被覆
カモシカ	未実施	電気柵、防護柵(網)、忌避剤、若木・樹幹の被覆
ハクビシン	くくりわな、はこわな	電気柵
アライグマ	くくりわな、はこわな	電気柵

※は一時的な対策であり、慣れを生じる。

(4) 有害鳥獣の捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害等防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

埼玉県レッドデータブック動物編掲載種の捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲等が必要となる場合は、生息数等の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。このような種については、特に、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲等した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

また、外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

る。

イ 許可基準

(ア) 許可対象者

許可対象者は、原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者であって、かつ、次の要件を満たしている者とする。

- ① 当該捕獲方法に該当する狩猟免許を有し、原則として当該年度又は前年度において埼玉県の狩猟者登録を行っていること。ただし、鳥獣による被害を受けている住宅敷地又は農地を所有又は管理する者並びにその者から捕獲等の依頼を受けた者が、わなを使用してその住宅敷地内又は農地内で捕獲等する場合は、狩猟者登録を要しないこととする。

また、以下の場合には、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、狩猟免許を受けていない者に対しても許可をすることができるものとする。

a カラス、カワラバト（ドバト）等鳥類の捕獲箱による捕獲の場合

b 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において小型のはこわな又はつき網を用いて若しくは手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の小型の鳥獣を捕獲する場合

c 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカ、その他の鳥獣を捕獲する場合

- ② 法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法令に違反したことがないこと。

- ③ 狩猟者共済又はハンター保険に加入しているか、又は十分な資力信用を有していること。

なお、捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同捕獲又は単独捕獲による捕獲方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

また、法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）に対する鳥獣捕獲の許可に当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。

ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、免許を受けていない者は、免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図ることで、効果的な実施に努めるものとする。

さらに、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

(イ) 鳥獣の種類・数

- ① 捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

- ② 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の要件に該当する場合のみ対象とするも

のとする。

a 現に被害を発生させている個体を捕獲することが困難であり、卵の採取等を行わなければ捕獲の目的を達成できない場合

b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ捕獲の目的が達成できない場合

③ 捕獲等又は採取等の数は、被害等の防止又は軽減の目的を達成するために必要最小限の数であるものとする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、①～③は適用しない。

(ウ) 期間

① 捕獲実施期間は、原則として被害等が生じている期間のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、人身への直接的な被害が生じた場合、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合等、特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

② 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

③ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟期間中は一般の狩猟と、狩猟期前後の場合は狩猟期間の延長と誤解されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応するものとする。

(エ) 区域

① 捕獲実施区域は、被害等の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及び隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

② 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合は、適切かつ効果的な捕獲及び防除体制となるよう、共同して広域的に関係機関との連携に努めるものとする。

また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合は、都道府県間の連携を図るものとする。

③ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとする。この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可については慎重な取扱いをするものとする。

(オ) 方法

捕獲方法は従来の実績を考慮した最も効果のある方法とし、原則として法第12条及び第36条の規定により禁止されている捕獲方法は除くものとする。ただし、カラス、カワラバト（ドバト）等の鳥類の捕獲箱による捕獲の場合を除く。

また、空気銃を使用した鳥獣の捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合（止めさし）はこの限りではない。

なお、法第15条で規定する指定猟法禁止区域においては、禁止された猟法を用い

ないものとする。

さらに、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用、結果として被害等の発生の一因を生じさせることのないよう指導するものとする。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等の関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防除計画と連携を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

ア 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊を編成するよう指導するものとする。捕獲隊の編成の指導に当たっては、捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動の可能な者等を隊員として編成するものとする。また、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊と連携を図るよう指導するものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

イ 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して適正かつ効果的に捕獲を実施するため、国関係機関及び県関係部局との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理事務所、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。

ウ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、被害実態等の市民への情報普及により、的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

エ 適正な保護管理の実施

鳥獣の保護管理の適正な推進を図るため、必要に応じて、捕獲対象となる鳥獣の個体数動態を把握可能な関係機関との協議・連携が図られるよう助言するものとする。

5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあつては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握しているものが含まれるよう指導するものとする。

さらに、実施者の数は、必要最小限とする。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されているものとする。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の目標達成のために適切かつ合理的な数（羽・頭・個）とする。

(3) 期間

- ① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応するものとする。
- ② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。
- ③ 狩猟期間中の許可については、狩猟の期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後の場合は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応するものとする。

(4) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

(5) 方法

有害鳥獣捕獲に係る方法に準ずるものとする。

また、実施にあたっての留意事項についても、準ずるものとする。

6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

ア 許可対象者

国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員とする。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数とする。

ウ 期間

1年以内とする。

エ 区域

申請者の職務上必要な区域とする。

オ 方法

原則として法第12条で禁止されている猟法ではないこととする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者とする。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数とする。

ウ 期間

1年以内とする。

エ 区域

必要と認められる区域とする。

オ 方法

原則として、法第12条で禁止されている猟法ではないこととする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。

イ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数とする。

ウ 期間

6か月以内とする。

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除くものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として法第12条で禁止されている猟法ではないこととする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(4) その他特別な事由の場合

上記に準じて判断するものとする。ただし、愛玩飼養のための捕獲許可はこれを認めない。

7 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

野生鳥獣は、本来、愛玩の対象として個人が飼養するものではなく、野外で観察すべきものであるため、愛玩飼養のための鳥獣捕獲許可については、これを行わないものとし、県民に理解と協力を求める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

本県においては、飼養登録票の発行権限が市町村長に移譲されているため、飼養鳥獣の個体管理のための足環の装着等が適正に行われるよう、市町村長に対して以下の事項について周知徹底を依頼するものとする。

ア 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うものとする。

イ 長期更新個体については、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うものとする。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

エ 他都道府県において愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認ができたものに限り飼養登録票を発行するものとする。また、複数の個体について届出がなされた場合は、一の個体を除き飼養登録票を発行しないものとする。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のいずれにも該当する場合に許可するも

のとする。

① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

② 捕獲されたヤマドリが食用品等として販売されることにより、違法捕獲が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

首都圏に位置し、全国有数の人口急増県である本県においては、市街化が急速に進展しているため、特定猟具使用禁止区域も拡大の一途をたどっている。第10次鳥獣保護事業計画の終了時には、県土面積の52.2パーセントにあたる198,218.7ヘクタールが特定猟具使用禁止区域に指定されている。

このように、狩猟を取り巻く環境はますます厳しい状況となっているが、引き続き危険の予防を図るとともに、狩猟の安全性に対する県民の信頼を確保するため、特定猟具使用禁止区域を指定する必要がある。

したがって、計画においては、次の指定方針に基づいて特定猟具使用禁止区域の指定、拡大及び更新を進めるものである。なお、特定猟具使用禁止区域の性格から、計画外の地域においても必要と認められる場合にあっては、地元市町村、警察等と連携を図りながら適時適切な対応をとるものとする。

ア 計画期間内に存続期間が満了する特定猟具使用禁止区域は、原則として更新するものとする。

イ 市街化区域及びその周辺については、危険予防のため、重点的に特定猟具使用禁止区域を指定するものとする。

ウ 学校、運動場等多数の利用者がある施設及びその周辺並びに自転車道、遊歩道等のレクリエーション施設及びその周辺については、危険予防のため、優先的に特定猟具使用禁止区域を指定するものとする。

エ 期間の指定に当たっては、できるだけ長期の指定を図るものとする。

オ 指定に当たっては、県民等からの要望に配慮するものとする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

ア 全体計画

(第12表)

箇所 面積 (ha)	既指定特定猟具 使用禁止区域 (A)	箇所 変動面積	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					計 (B)
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	126 198, 218. 7							

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (D)
4 1, 654. 7					4 1, 654. 7			1 3. 4			1 3. 4

本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の 増△減 *1	計画終了時の 特定猟具使用 禁止区域 *2	*1 箇所数については増減なし 面積についてはB+C-D-E *2 箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (E)			
						1, 651. 3	126 199, 870. 0	

イ 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第13表)

年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
平成24年度	蓮田市、久喜市、白岡町	黒浜特定猟具使用禁止区域 (銃)	159. 0	1 0 年	区域拡大 平成24. 11. 1～平成30. 10. 31
	蓮田市	井沼特定猟具使用禁止区域 (銃)	432. 0	1 0 年	区域拡大 平成24. 11. 1～平成32. 10. 31
	白岡町	白岡特定猟具使用禁止区域 (銃)	408. 9	1 0 年	区域拡大 平成24. 11. 1～平成25. 10. 31
	白岡町	白岡第二特定猟具使用禁止区域 (銃)	654. 8	1 0 年	区域拡大 平成24. 11. 1～平成27. 10. 31
	所沢市、狭山市、入間市、川越市、 富士見市、坂戸市、ふじみ野市、 三芳町	入間東部特定猟具使用禁止区域 (銃)	29, 625. 1	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、 毛呂山町	入間北部特定猟具使用禁止区域 (銃)	9, 387. 1	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	深谷市	深谷特定猟具使用禁止区域 (銃)	1, 630. 0	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	深谷市	岡部特定猟具使用禁止区域 (銃)	227. 0	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	深谷市、寄居町	櫛挽特定猟具使用禁止区域 (銃)	919. 0	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	三郷市、八潮市、吉川市	埼玉葛特定猟具使用禁止区域 (銃)	7, 569. 7	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	美里町	美里南部特定猟具使用禁止区域 (銃)	101. 7	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	東松山市、吉見町	市野川特定猟具使用禁止区域 (銃)	133. 2	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	加須市	加須特定猟具使用禁止区域 (銃)	1, 960. 8	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	ときがわ町	玉川東部特定猟具使用禁止区域 (銃)	175. 0	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	秩父市	秩父北特定猟具使用禁止区域 (銃)	1, 106. 0	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	深谷市	豊里運動公園特定猟具使用禁止区 域 (銃)	35. 7	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
	加須市	北川辺特定猟具使用禁止区域 (銃)	135. 0	1 0 年	期間更新 平成24. 11. 1～平成34. 10. 31
計		17箇所	54, 660. 0		
平成25年度	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、 草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、 志木市、和光市、新座市、桶川市、 北本市、伊奈町、川島町	北足立特定猟具使用禁止区域 (銃)	45, 678. 4	1 0 年	期間更新 平成25. 11. 1～平成35. 10. 31
	羽生市	羽生特定猟具使用禁止区域 (銃)	1, 567. 4	1 0 年	期間更新 平成25. 11. 1～平成35. 10. 31
	皆野町、東秩父村	秩父高原牧場特定猟具使用禁止区 域 (銃)	423. 0	1 0 年	期間更新 平成25. 11. 1～平成35. 10. 31
	寄居町	三ヶ山特定猟具使用禁止区域 (銃)	132. 0	1 0 年	期間更新 平成25. 11. 1～平成35. 10. 31
	坂戸市、川島町	川島特定猟具使用禁止区域 (銃)	1, 253. 4	1 0 年	期間更新 平成25. 11. 1～平成35. 10. 31
	加須市、羽生市	志多見特定猟具使用禁止区域 (銃)	231. 0	1 0 年	期間更新 平成25. 11. 1～平成35. 10. 31

年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積(ha)	指定期間	備 考
	久喜市、幸手市、宮代町、杉戸町	久喜・幸手特定猟具使用禁止区域 (銃)	3,263.1	10年	期間更新 平成25.11.1～平成35.10.31
	神川町	神流川特定猟具使用禁止区域 (銃)	110.0	10年	期間更新 平成25.11.1～平成35.10.31
	長瀨町	長瀨北特定猟具使用禁止区域 (銃)	124.0	10年	期間更新 平成25.11.1～平成35.10.31
	加須市	利根川特定猟具使用禁止区域 (銃)	76.0	10年	期間更新 平成25.11.1～平成35.10.31
	白岡町	白岡特定猟具使用禁止区域 (銃)	442.5	10年	期間更新 平成25.11.1～平成35.10.31
	上里町	上里特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,232.8	10年	期間更新 平成25.11.1～平成35.10.31
計		12箇所	54,533.6		
平成26年度	ときがわ町、鳩山町、越生町	越生ゴルフ場特定猟具使用禁止区域 (銃)	77.0	10年	期間更新 平成26.11.1～平成36.10.31
	熊谷市、東松山市、嵐山町、 滑川町、吉見町	比企北部特定猟具使用禁止区域 (銃)	10,753.4	10年	期間更新 平成26.11.1～平成36.10.31
	行田市	行田特定猟具使用禁止区域 (銃)	2,550.0	10年	期間更新 平成26.11.1～平成36.10.31
	行田市	南河原特定猟具使用禁止区域 (銃)	75.0	10年	期間更新 平成26.11.1～平成36.10.31
	杉戸町、宮代町	杉戸・宮代特定猟具使用禁止区域 (銃)	2,158.8	10年	期間更新 平成26.11.1～平成36.10.31
	美里町	美里・甘粕特定猟具使用禁止区域 (銃)	12.0	10年	期間更新 平成26.11.1～平成36.10.31
	幸手市、杉戸町	大島新田特定猟具使用禁止区域 (銃)	324.0	10年	期間更新 平成26.11.1～平成36.10.31
	幸手市、久喜市	中川特定猟具使用禁止区域 (銃)	85.8	10年	期間更新 平成26.11.1～平成36.10.31
	久喜市	小林特定猟具使用禁止区域 (銃)	404.8	10年	期間更新 平成26.11.1～平成36.10.31
	久喜市	上栢間特定猟具使用禁止区域 (銃)	177.6 (縮小3.4)	10年	区域縮小(鳥獣保護区設定による) 平成26.11.1～平成30.10.31
計		10箇所	16,618.4		
平成27年度	寄居町、小川町	男衾特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,065.0	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	嵐山町	嵐山郷特定猟具使用禁止区域 (銃)	31.0	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	秩父市、横瀬町	青少年野外活動センター特定猟具 使用禁止区域 (銃)	233.0	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	深谷市、美里町	北武蔵特定猟具使用禁止区域 (銃)	605.0	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	鴻巣市	鴻巣カントリークラブ特定猟具使 用禁止区域 (銃)	65.0	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	本庄市	本庄特定猟具使用禁止区域 (銃)	2,458.0	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	久喜市	昭和池特定猟具使用禁止区域 (銃)	169.5	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	久喜市	菖蒲特定猟具使用禁止区域 (銃)	444.0	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	久喜市	鷺宮特定猟具使用禁止区域 (銃)	340.0	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	小川町	青山特定猟具使用禁止区域 (銃)	124.0	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	ときがわ町	玉川特定猟具使用禁止区域 (銃)	357.1	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	松伏町	松伏特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,452.9	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	白岡町	白岡第二特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,154.9	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	川島町	川島平成の森特定猟具使用禁止区 域 (銃)	47.5	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	久喜市	下栢間・柴山枝郷特定猟具使用禁 止区域 (銃)	279.6	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
	久喜市	河原井特定猟具使用禁止区域 (銃)	19.7	10年	区域更新 平成27.11.1～平成37.10.31
計		16箇所	8,846.2		
平成28年度	飯能市、日高市	奥武蔵特定猟具使用禁止区域 (銃)	5,312.3	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	滑川町	高根ゴルフ場特定猟具使用禁止区 域 (銃)	233.0	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	ときがわ町	川越市山の家特定猟具使用禁止区 域 (銃)	5.0	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	小鹿野町	国民宿舎両神荘特定猟具使用禁止 区域 (銃)	45.0	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	深谷市	川本特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,883.5	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	春日部市	庄和特定猟具使用禁止区域 (銃)	629.0	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	川越市、川島町	鹿飼特定猟具使用禁止区域 (銃)	147.0	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	熊谷市	妻沼特定猟具使用禁止区域 (銃)	327.0	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31

年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積(ha)	指定期間	備 考
	加須市	大利根特定猟具使用禁止区域 (銃)	466.3	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	加須市、久喜市	栗橋特定猟具使用禁止区域(銃)	440.0	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	加須市	騎西特定猟具使用禁止区域(銃)	229.6	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	秩父市	大滝げんきプラザ特定猟具使用禁 止区域(銃)	79.0	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
	杉戸町	泉地区特定猟具使用禁止区域 (銃)	450.0	10年	期間更新 平成28.11.1～平成38.10.31
計		13箇所	10,246.7		

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用に伴う危険の防止や静穏の保持のため、狩猟者が集中して入猟することが予想される場合には、必要に応じ特定猟具使用制限区域を指定し、当該猟具を使用する入猟者数を制限するものとする。

3 猟区設定のための指導

本県における猟区は、平成4年8月19日に江南町猟区(653.7ha)が廃止されて以降、設定されていない。今後、秩序ある管理された狩猟を実現する観点から、猟区の設定認可に当たっては、次の事項を考慮の上、行うものとする。

- (1) 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。
- (2) 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、本県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- (3) 隣接地で保護され繁殖している鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

水鳥や猛禽類の鉛中毒問題に対応するため、平成12年度の猟期から各都道府県で1か所以上の水辺域を選定し鉛散弾規制地域が設定されることとされ、本県においても利根大堰指定猟法禁止区域(行田市:113.7ha)、荒川指定猟法禁止区域(上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、深谷市、熊谷市、川島町、吉見町、寄居町:2,019.5ha)及び入間川指定猟法禁止区域(川越市、川島町:402.6ha)の設定を行ったところである。

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

ア 全体計画

(第14表)

箇所 面積 (ha)	既指定指定猟法禁止区域 (A)		本計画期間に指定する指定猟法禁止区域					計(B)
	3	2,535.8	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	

本計画期間に区域拡大する指定猟法禁止区域						本計画期間に区域縮小する指定猟法禁止区域					
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)

本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する指定猟法禁止区域						計画期間中の 増△減 *1	計画終了時の 指定猟法禁止 区域 *2	*1 箇所数については増減なし 面積についてはB+C-D-E
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)			
							3	*2 箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E
							2,535.8	

第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

本県では、秩父地域を中心とし、イノシシ、ニホンジカの獣類が生息しており、近年生息数の増加や分布域の拡大により、農林作物被害、自然植生への影響が深刻化していることから、本計画の対象鳥獣とし、特定計画を作成し、イノシシについては平成18年4月から、ニホンジカについては平成18年11月から計画的な保護管理を進めてきた。

第11次鳥獣保護事業計画年度と合わせて、イノシシ及びニホンジカの第3次計画を作成し、引き続き総合的な対策を講じるものとする。なお、イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣については、生息実態や農林作物等への被害等を総合的に検討し、特定計画の作成が必要と認められる場合は、計画を作成するものとする。特にニホンザルについては農業被害の増加に加え、人的被害の恐れもあることから、計画の策定に向けて調査等を進めるものとする。

(第15表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	イノシシの保護管理	イノシシ	平成24年 4月 1日 ～ 平成29年 3月31日	秩父市、飯能市、日高市、本庄市、入間市、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町の18市町村	猟期を1か月延長(2/16～3/15)ただし、猟期の延長期間の猟法は「わな猟」に限る
平成23年度	ニホンジカの保護管理	ニホンジカ	平成24年 4月 1日 ～ 平成29年 3月31日	秩父市、飯能市、日高市、本庄市、毛呂山町、越生町、小川町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町の16市町村	捕獲頭数制限の緩和1日2頭までただし、オス2頭は不可 猟期を1か月延長(2/16～3/15)ただし、猟期の延長期間の猟法は「わな猟」に限る

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象区域をさらに区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努める。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

必要に応じて次のような調査を実施するものとする。また、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都県と連携しつつ、調査研究体制を整備するものとする。

なお、必要に応じて狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備を図るものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、原則として情報を5キロメートルメッシュを単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 県内希少野生動植物選定調査

「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づく県内希少野生動植物種の指定に当たり、候補種の生息状況等を調査するものである。また、既に指定を行った種についても追跡調査を行うものとする。

(2) オオタカ等営巣地調査

オオタカ等希少種の保護のため、継続的に営巣地調査を実施するものとする。

(3) ガンカモ科鳥類生息調査

環境省の依頼により、県内に所在するガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査として行うものであり、渡来地の中から調査地を定め、調査地（平成23年度：171地点）ごとに調査員を配置して、種ごとに個体数を調査するものである。

(4) 鳥獣保護区等狩猟制限区域の指定・管理のための調査

鳥獣保護区等の指定、管理等を適正に行うため、既指定の鳥獣保護区又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、農林業被害等の調査を行うものとする。

3 狩猟対策調査

(1) 方針

県内に生息する狩猟鳥獣のうち、代表的なものについて生息実態調査を行い、その増減を把握し、狩猟鳥獣の適正な管理を行うことにより、狩猟の適正化を推進するために実施するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

狩猟鳥獣の生息分布、増減傾向を把握するため、イノシシ、ニホンジカ、アライグマについて、個体分析調査を行い、栄養状況、年齢構成、妊娠率等を調査する。

(第16表)

対象鳥獣	調査年度	調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ アライグマ	毎年	市町村で行っている有害鳥獣捕獲（アライグマにあつては計画防除）で捕獲された個体を分析調査する。 調査内容：イノシシ、ニホンジカ ①捕獲日②捕獲場所③捕獲方法④性別⑤体長⑥体重⑦年齢⑧胃の内容物⑨妊娠の有無 調査内容：アライグマ ①捕獲場所②わなの設置期間③捕獲日④性別⑤体重⑥錯誤捕獲の状況⑦年齢⑧妊娠の有無	

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥したキジについて足環を装着し、回収した標識から放鳥した地域での定着状況等を調査する。

(4) 狩猟実態調査

狩猟登録者全員に対し、出猟カレンダーを配布し、狩猟者の狩猟実態及び捕獲状況、出会い数等を把握する。

(第17表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンカモシカ ニホンザル	毎年	出猟日 出猟場所 捕獲数 出会い数	狩猟登録者全員に対し、出猟カレンダーを配布し、その回収結果を分析する。	ニホンカモシカ及びニホンザルについては、捕獲数は除く

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

イノシシ、ニホンジカ、アライグマについて、有害鳥獣捕獲（アライグマにあつては防除実施計画に基づく計画捕獲）により捕獲された個体の状況報告に基づき調査し、管理のための資料に活用する。

(2) 調査の概要

(第18表)

対象鳥獣	調査年度	調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ アライグマ	毎年	イノシシ、ニホンジカ ①捕獲日②捕獲場所③捕獲方法④性別⑤体長⑥体重⑦年齢⑧胃の内容物⑨妊娠の有無 アライグマ ①捕獲場所②わなの設置期間③捕獲日④性別⑤体重⑥錯誤捕獲の状況⑦年齢⑧妊娠の有無	

第8 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員については、鳥獣保護事業計画の実施内容及び鳥獣行政全般の事務を勘案し、事業実施に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。また、行政効果を高めるため、鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものとし、市町村、近隣都県、NPO等との積極的な連携にも努めるものとする。さらに、地方検察庁、警察当局等との協力・連携の下、必要に応じて、司法警察員制度の積極的な活用を図るものとする。

なお、市町村の役割が増加していることに鑑み、計画的な研修や情報提供など、市町村職員に対する専門的知識の向上に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第19表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的	備 考
野生生物保護研修	国	6月	1回	全国	2人	環境省が実施する野生生物担当職員を対象とした研修に職員を派遣する。	
鳥獣保護員研修会	県	11月	1回	全県	約100人	鳥獣保護員を対象に、狩猟解禁前に狩猟・密猟の取締り、傷病野生鳥獣及び野生生物の保護に関する基本的な知識を修得させる。併せて、主に新任職員に研修を受講させる。	
市町村職員研修会	県	夏期	1回	全県	約50人	鳥獣保護及び鳥獣被害に関する知識の向上及び業務遂行に必要な専門的知識の習得	

2 鳥獣保護員等

(1) 方針

法第78条の規定に基づき、鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助するため、非常勤職員として鳥獣保護員を設置するものとする。委嘱に当たっては、鳥獣保護又は狩猟制度についての知識及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から選任するものとする。総数は地域の実情に応じて市町村数に見合う数を目標とし、その配置については鳥獣保護区の数、狩猟者登録数、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して行うものとする。

勤務は、一定の地域を担当して行うことを原則とするが、必要に応じて県内全域を担当する鳥獣保護員を配置するものとする。

(2) 設置計画

(第20表)

基準設置数	平成23年度末		年 度 別 計 画						計(C)	充足率(C/A)
	(A)	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
79人	79人	100%	—	—	—	—	—	—	79人	100%
	(8)								(8)	

* 1 : () は、県内全域を担当する鳥獣保護員で内数

* 2 : 表の人員のほか、宮内庁埼玉鴨場の職員（平成23年度：5人）を鳥獣保護員に委嘱している。

(3) 年間活動計画

(第21表)

事業内容	実 施 時 期 (月)											備考		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	
鳥獣捕獲取締り	←												→	
自然観察会の開催	←													→
かすみ網等販売取締り		←→												
違法飼鳥獣商取締り		←→					←→							
野生鳥獣飼養取締り	←													→
違法はく製業者取締り	←													→
傷病野生鳥獣の保護	←													→
無登録狩猟者取締り									←→					

(4) 研修計画

(第22表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修会	県	11月	1回	全県	約100人	鳥獣保護員を対象に、狩猟解禁前に狩猟・密猟の取締り、傷病野生鳥獣の保護及び野生生物の保護に関する基本的な知識を習得させるため実施するとともに、職員（特に新任者）も参考に研修を受講する。	
鳥獣保護員研修会	環境管理事務所	随時	適宜	事務所単位		環境管理事務所ごとに所管区域内の鳥獣保護員を対象に、地域の実情に即した内容について研修を実施する。	

3 鳥獣保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況もふまえた有害鳥獣捕獲や個体数管理の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、鳥獣保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

(2) 研修計画

(第23表)

名称	主催	時期	規模	人数	内容・目的	備考
狩猟者講習	県	夏期	全県	約500人 ～4,000人	狩猟等に関する法令等の知識の習得	
農作物鳥獣害防止指導者育成研修	県	夏期	全県	約50人	鳥獣保護及び鳥獣被害に関する知識の向上及び業務遂行に必要な専門的知識の習得	
鳥獣保護管理知識向上研修	県	随時	全県	約100人	有害鳥獣捕獲に関する知識の向上及び業務遂行に必要な専門的知識の習得	

(3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟は適切な野生鳥獣の捕獲を通じて、農林水産業の被害防止に寄与するとともに、生態系の中でも生物多様性の確保に重要な役割を果たしている。狩猟は、我々人間の生活環境を守るとともに、生態系管理の一翼を担っており、こうした狩猟者の公共的な役割や狩猟の社会的意義について、改めて、すべての県民に理解を深めてもらう必要がある。

しかし、有害鳥獣捕獲の実施を支えてきた狩猟者の減少に歯止めがかからないことから、狩猟の意義、狩猟免許の取得方法等の広報活動をホームページ、ポスター等を活用して行うとともに、狩猟免許試験の休日開催、試験回数を増やすなど、受験者の利便向上に努める。

また、社団法人埼玉県猟友会と協力し、鳥獣保護管理の担い手確保対策会議において狩猟者の減少防止や新規狩猟者の確保等のための対策を検討し、市町村、関係団体と連携し、有効な対策を講じる。

4 鳥獣保護センター等の設置

本県における傷病野生鳥獣の保護対策については、社団法人埼玉県獣医師会に委託して実施する傷病野生鳥獣保護治療事業、及びボランティアの協力による傷病野生鳥獣保護ボランティア事業により実施することとしている。

しかし、近年、人獣共通感染症に感染した鳥獣や大型獣等に保護を受けられないケースが頻発している。そこで、上記事業を補完するため、計画期間内において鳥獣保護センターの設置を検討するものとする。

なお、野生鳥獣に関する各種調査研究や展示解説施設、資料室といった機能・役割については、埼玉県自然学習センター、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター又はさいたま緑

の森博物館といった既存の県有施設を活用するものとする。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣関係法令違反を撲滅するため、法令の普及徹底に努めるとともに違法行為の取締りを行うものとする。

計画期間内の取締りの重点事項は、狩猟違反取締り、密猟取締り（かすみ網、とりもち、おとし籠等を使用する違法捕獲の取締り、オオタカのヒナ及び卵の密猟防止）、違法飼養取締り、違法飼鳥獣商・はく製業者取締りとし、警察と連携を図りながら実施するものとする。

なお、狩猟者に対しては、法令上の義務及び禁止行為のみならず、一般県民に対して誤解を招くことのないよう、マナーの遵守を呼びかけるものとする。

(2) 年間計画

(第24表)

重点事項	実 施 時 期 (月)											備考		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	
【狩猟違反取締り】 狩猟期間中の取締りは、特に出猟者の多い初猟日、年末年始、終猟日には職員、鳥獣保護員が総出動態勢で警察と連携を図りながら実施し、その他の日についても鳥獣保護員が出猟者の多い週末を中心に週2日程度巡回を行う。														初猟日、年末年始、終了日の取締りについては、地区ごとに重点目標を立てて実施する。
【密猟取締り】 全県担当の鳥獣保護員による取締りは年間を通じて行うが、特に5月のパートウィーク前後及び10月の密猟多発時期には、警察及び鳥獣保護団体等と協力し、重点的な取締りを実施する。	←													→
【違法飼養取締り】 職員、鳥獣保護員により年間を通じて行う。	←													→
【違法飼鳥獣商・はく製業者取締り】 鳥獣保護員が中心となって取締りを実施する。		↔						↔						

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第9 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

一部の種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方で、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ等の特定鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の生息環境の管理、個体数管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣保護管理が必要となっている。

また、狩猟は単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行していることから、狩猟者の育成・確保を図りながら、狩猟による事故防止等狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうした状況の下、関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を

基本として実施するものとする。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類又は期間、猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の指定、狩猟鳥獣の捕獲数、狩猟期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するよう努める。

また、各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化をふまえ、関係者の意見を聴取しつつ、柔軟に対応する。

3 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合など、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合にあっては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から、当該狩猟鳥獣の捕獲等について、入猟者承認制度による地域個体群の保護管理を検討する。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

傷病野生鳥獣保護を一層推進するため、次の対策を行うとともに、県民に対する鳥獣保護思想の普及啓発等を図るものとする。

ア 保護診療機関や保護ボランティアの拡充

イ 市町村における県民相談対応、関係機関のネットワーク化

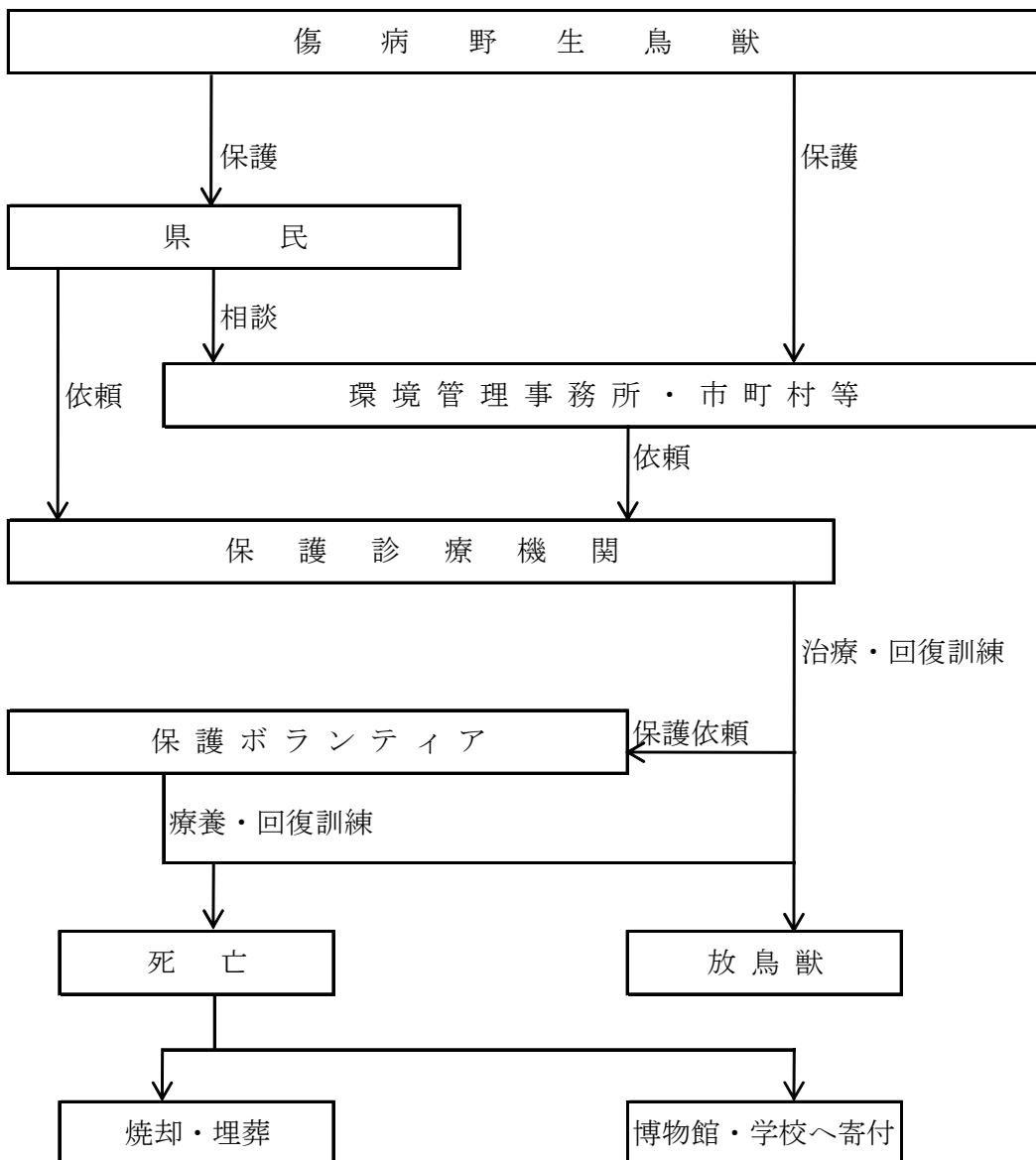
ウ 傷病鳥獣救護対応マニュアルの充実

エ 鳥獣保護センターの設置

オ 保護対象鳥獣から「カラス、ドバト」の除外

(2) 保護管理体制

(第25表)



5 安易な餌付けの防止

(1) 方針

不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置を含め、鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあるため、鳥獣への安易な餌付けを防止するための啓発を図る。

(2) 年間計画

年間を通じて、一般県民を対象とした鳥獣保護に関するイベント、研修会等で安易な餌付けの防止についての呼びかけや広報紙、ポスター、パンフレット等を通じての普及啓発を図る。

6 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人と動物の共通感染症が発生した場合に備えて、国や都

道府県内の関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査体制並びに高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等の住民への情報提供等については、「埼玉県高病原性鳥インフルエンザ防疫事務の手引書」に基づき、適切な対応を行うものとする。

なお、野鳥の生息状況やウイルス保有状況調査の実施にあたっては、別途、国が作成した「野生鳥獣における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」を基に適切な実施を図るものとする。

また、その他の人と動物の共通感染症についても、常に最新の情報を入手することに努め、鳥獣を取り扱う場合には各々の共通感染症に応じた適切な衛生対策を講じるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している際には、周囲の野生鳥獣に異常がないかどうかの監視に努める。

7 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

広く多くの県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、探鳥会、講演会等の各種行事を実施するほか、機会あるごとに広報紙、ポスター等によるPR活動を行うものとする。

また、野生生物に関する県民の理解と関心を高めるため、埼玉県自然学習センター、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター等の施設を活用するとともに、学校教育との連携を進めるものとする。

(2) 事業の年間計画

(第26表)

事業内容	実 施 時 期 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
愛鳥週間ポスターの募集		←				→						
自然観察会の開催	←											→

(3) 愛鳥週間行事等の計画

(第27表)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①愛鳥週間ポスターの募集 (小・中・高校生対象) ②自然観察会の開催 ③保護ボランティア講習会の開催	同 左	同 左	同 左	同 左

8 野生の生きものとふれあう学校の指定

(1) 方針

次代を担う小・中・高等学校の児童・生徒が自然保護及び鳥獣保護への関心を高めることを目的として、野生の生きものとふれあう学校の指定を積極的に行うものとする。

なお、指定校及びその周辺において、身近な鳥獣生息地の保護区が指定されるよう努めるものとする(第10次鳥獣保護事業計画の終了時:小学校13校、中学校6校、高等学校7校の計26校指定)。

(2) 指定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(3) 野生の生きものとふれあう学校に対する指導内容

自然保護及び鳥獣保護に関する特別授業へ鳥獣保護員を講師として派遣し、自然保護及び鳥獣保護のあり方について指導する。また、鳥獣に関する図書、写真等の貸与により自

然保護及び鳥獣保護への関心を高める。

(4) 指定計画

約30校

9 法令の普及徹底

(1) 方針

鳥獣の捕獲等禁止制度、鳥獣飼養許可制度及びオオタカなど希少野生生物の保護思想等を広く県民に普及啓発するため、広報紙、ポスター、パンフレット等による周知を図るほか、テレビ、ラジオの県広報番組によるPR活動を推進するものとする。

(2) 年間計画

ア 鳥獣の捕獲等禁止制度について（対象：県民一般）

年間を通じて、彩の国だより、各種団体広報紙、新聞等への啓発記事の掲載を依頼するとともに、テレビ、ラジオの県広報番組によるPR活動を推進するものとする。

イ 密猟パトロールの実施（対象：密猟者）

県及び市町村、鳥獣保護員等の連携の下、密猟防止のパトロールを実施するものとする。

ウ 鳥獣関係法令全般の啓発（対象：狩猟者）

狩猟免許更新講習会及び狩猟者登録等の機会に狩猟の安全及び法令遵守等を啓発するものとする（実施時期：7月～10月）。